

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等																																																																								
<p>第 11 条 第 5 条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="142 352 1255 779"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> <th>初任給調整手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 年未満</td> <td>323, 400</td> <td><u>39, 099</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>4 年未満</td> <td>337, 300</td> <td><u>40, 779</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>5 年未満</td> <td>361, 100</td> <td><u>43, 656</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>6 年未満</td> <td>372, 100</td> <td><u>44, 986</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>7 年未満</td> <td>385, 600</td> <td><u>46, 619</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>8 年未満</td> <td>396, 100</td> <td><u>47, 888</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>9 年未満</td> <td>403, 800</td> <td><u>48, 819</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>10 年未満(10 年以上)</td> <td>412, 900</td> <td><u>49, 919</u></td> <td>216, 000</td> </tr> </tbody> </table>	医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当	3 年未満	323, 400	<u>39, 099</u>	216, 000	4 年未満	337, 300	<u>40, 779</u>	216, 000	5 年未満	361, 100	<u>43, 656</u>	216, 000	6 年未満	372, 100	<u>44, 986</u>	216, 000	7 年未満	385, 600	<u>46, 619</u>	216, 000	8 年未満	396, 100	<u>47, 888</u>	216, 000	9 年未満	403, 800	<u>48, 819</u>	216, 000	10 年未満(10 年以上)	412, 900	<u>49, 919</u>	216, 000	<p>第 11 条 第 5 条の規定により採用された職員には、医師免許取得後の年数に応じ、次に掲げる給料月額、地域手当及び初任給調整手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="1341 352 2454 779"> <thead> <tr> <th>医師免許取得後</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> <th>初任給調整手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 年未満</td> <td>323, 400</td> <td><u>38, 969</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>4 年未満</td> <td>337, 300</td> <td><u>40, 644</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>5 年未満</td> <td>361, 100</td> <td><u>43, 512</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>6 年未満</td> <td>372, 100</td> <td><u>44, 838</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>7 年未満</td> <td>385, 600</td> <td><u>46, 464</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>8 年未満</td> <td>396, 100</td> <td><u>47, 730</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>9 年未満</td> <td>403, 800</td> <td><u>48, 657</u></td> <td>216, 000</td> </tr> <tr> <td>10 年未満(10 年以上)</td> <td>412, 900</td> <td><u>49, 754</u></td> <td>216, 000</td> </tr> </tbody> </table>	医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当	3 年未満	323, 400	<u>38, 969</u>	216, 000	4 年未満	337, 300	<u>40, 644</u>	216, 000	5 年未満	361, 100	<u>43, 512</u>	216, 000	6 年未満	372, 100	<u>44, 838</u>	216, 000	7 年未満	385, 600	<u>46, 464</u>	216, 000	8 年未満	396, 100	<u>47, 730</u>	216, 000	9 年未満	403, 800	<u>48, 657</u>	216, 000	10 年未満(10 年以上)	412, 900	<u>49, 754</u>	216, 000	<p>・給与規程の改正 (地域手当 12.05→12.09)に伴う改正</p>
医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当																																																																							
3 年未満	323, 400	<u>39, 099</u>	216, 000																																																																							
4 年未満	337, 300	<u>40, 779</u>	216, 000																																																																							
5 年未満	361, 100	<u>43, 656</u>	216, 000																																																																							
6 年未満	372, 100	<u>44, 986</u>	216, 000																																																																							
7 年未満	385, 600	<u>46, 619</u>	216, 000																																																																							
8 年未満	396, 100	<u>47, 888</u>	216, 000																																																																							
9 年未満	403, 800	<u>48, 819</u>	216, 000																																																																							
10 年未満(10 年以上)	412, 900	<u>49, 919</u>	216, 000																																																																							
医師免許取得後	給料月額	地域手当	初任給調整手当																																																																							
3 年未満	323, 400	<u>38, 969</u>	216, 000																																																																							
4 年未満	337, 300	<u>40, 644</u>	216, 000																																																																							
5 年未満	361, 100	<u>43, 512</u>	216, 000																																																																							
6 年未満	372, 100	<u>44, 838</u>	216, 000																																																																							
7 年未満	385, 600	<u>46, 464</u>	216, 000																																																																							
8 年未満	396, 100	<u>47, 730</u>	216, 000																																																																							
9 年未満	403, 800	<u>48, 657</u>	216, 000																																																																							
10 年未満(10 年以上)	412, 900	<u>49, 754</u>	216, 000																																																																							
<p>第 11 条の 2 第 5 条の 3 の規定により採用された職員には、初期臨床研修を受けた期間の年数に応じ、次に掲げる給料月額及び地域手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="142 1010 988 1150"> <thead> <tr> <th>初期臨床研修を受けた期間</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年未満</td> <td>294, 000</td> <td><u>35, 544</u></td> </tr> <tr> <td>2 年未満</td> <td>309, 300</td> <td><u>37, 394</u></td> </tr> </tbody> </table>	初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当	1 年未満	294, 000	<u>35, 544</u>	2 年未満	309, 300	<u>37, 394</u>	<p>第 11 条の 2 第 5 条の 3 の規定により採用された職員には、初期臨床研修を受けた期間の年数に応じ、次に掲げる給料月額及び地域手当を支給する。 単位：円</p> <table border="1" data-bbox="1341 1010 2187 1150"> <thead> <tr> <th>初期臨床研修を受けた期間</th> <th>給料月額</th> <th>地域手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年未満</td> <td>294, 000</td> <td><u>35, 427</u></td> </tr> <tr> <td>2 年未満</td> <td>309, 300</td> <td><u>37, 270</u></td> </tr> </tbody> </table>	初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当	1 年未満	294, 000	<u>35, 427</u>	2 年未満	309, 300	<u>37, 270</u>	<p>・給与規程の改正 (地域手当 12.05→12.09)に伴う改正</p>																																																						
初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当																																																																								
1 年未満	294, 000	<u>35, 544</u>																																																																								
2 年未満	309, 300	<u>37, 394</u>																																																																								
初期臨床研修を受けた期間	給料月額	地域手当																																																																								
1 年未満	294, 000	<u>35, 427</u>																																																																								
2 年未満	309, 300	<u>37, 270</u>																																																																								
<p>(給与規程の準用等) 第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程(以下「退職手当規程」という。)を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用に関しては、同条同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」とする。</p>	<p>(給与規程の準用等) 第 12 条 特定任期付職員は、第 10 条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程(以下「退職手当規程」という。)を準用する。ただし、特定任期付職員についての給与規程第 26 条第 2 項の規定の準用に関しては、同条同項中 6 月に支給する場合には「100 分の 120」とあるのは「100 分の 162.5」、12 月に支給する場合には「100 分の 120」とあるのは「100 分の 167.5」とする。</p>	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、期末手当の支給月数の改定を行うための改正</p>																																																																								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																																																									
<p><u>附 則</u> この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>																																																																										